

国立大学法人電気通信大学教育研究職員の業績評価に関する細則

平成26年12月24日

改正

平成27年11月25日

令和元年11月13日

(目的)

第1条 この細則は、電気通信大学（以下「本学」という。）における教育研究職員の業績評価についてその実施内容、実施体制等について定める。

2 業績評価は、教育研究職員の役割に応じてそれぞれの活動領域における実績を適切に評価し、その結果を勤勉手当、業績額、業績年俸等の給与その他の処遇に反映することにより教育研究職員のモチベーションを向上させ、もって本学の教育研究活動の活性化に資することを目的とする。

(実施内容)

第2条 業績評価は、当該教育研究職員の教育研究等の活動内容及び自己申告に基づき書面審査にて行う。

2 業績評価の評価領域、評価項目及び重み付けについては、別に定める。

(実施体制)

第3条 業績評価を実施するため、電気通信大学教育研究職員業績評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 業績評価は、評価委員会の議を経て学長が行う。

(評価委員会の組織)

第4条 評価委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究担当の理事
- 二 教育担当の理事
- 三 学術院長

2 前項に規定する者のほか、学長が必要と認めた者を加えることができる。

(評価委員会の運営)

第5条 前条第1項第一号に定める者は、委員長として評価委員会を招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、原則として、前条に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(評価委員会の審議事項)

第6条 評価委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究職員の業績評価に関すること。
- 二 その他教育研究職員の業績評価に関して必要なこと。

(業績評価の実施時期、対象期間)

第7条 業績評価の実施時期及び対象期間は以下の表に掲げる教育研究職員の区分に応じ

て以下のとおりとする。

区 分		実施時期
年俸制適用職員		毎年10月から12月
その他の教育研究職員	6月期	毎年5月から6月
	12月期	毎年10月から12月

2 前項の業績評価の対象期間については、別に定める。

(評価区分、評価の判定基準)

第8条 業績評価の評価区分、評価の判定基準は別表第1のとおりとする。

(教育研究支援)

第9条 学長は、前条の評価区分がSS又はSとされた年俸制適用職員に対し、次項に定める教育研究支援を行う。

2 前項の教育研究支援は別表第2のとおりとし、当該年俸制適用職員はそのうち一つを選択できるものとする。

3 教育研究支援期間は評価期間の終了した年度の翌年度から1年間の期間とする。

(結果の通知)

第10条 学長は、業績評価を行ったときは、その決定結果を対象者に通知する。

(不服申し立て)

第11条 前条の通知を受けた者は、当該通知の内容に不服がある場合には、当該通知に記載された業績評価の結果を覆すに足るものと思料する理由等を記載した申立書及び資料を付して所定の期日までに学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項に規定する申立てがあつた場合は、審査委員会に審査を要請するとともに、前項に規定する申立て期日の終期から原則として30日以内に当該教育研究職員に対し、当該不服申立てに対する決定を書面により通知するものとする。

3 前項の審査委員会は、次に掲げる者をもって組織し、第一号に規定するものをもって委員長とする。

一 教員人事を担当する理事（当該理事が研究担当の理事を兼ねる場合にあっては、教育担当の理事）

二 学術院副院長

三 委員長の指名する者

4 審査委員会は、学長から要請のあつた申立てに係る評価委員会の評価の経過及び結果について審査を行い、審査の結果を学長に報告するものとする。

5 審査委員会は、審査にあたり当該不服を申し立てた者（以下「不服申立者」という。）及び関係者に事情聴取及び資料提出を求めることができる。この場合において、不服申立者からの協力が得られない場合には、審査委員会は、学長と協議の上、審査を打ち切ることができるものとする。

6 審査委員会が必要と判断した場合は、学外の有識者の意見を求めることができる。

7 学長は第4項の報告に基づき、必要と認める場合には、評価委員会に対し当該申立てにかかる業績評価について、審査委員会の報告を踏まえて改めて評価することを求めるものとする。

(評価結果の公表)

第12条 個人の評価結果については、本人以外には公表しない。ただし、評価結果を集計し取りまとめたデータについては、内容を精査のうえ個人が特定されない範囲において公表することができる。

(秘密の保持)

第13条 業績評価に関わる者は、評価に関して知り得た情報について、他人に漏洩又は評価に係る目的以外に使用してはならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、教育研究職員の業績評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月13日から施行する。

別表第1（第8条関係）

評価区分	評価の判定基準
SS	評価項目中の全体において特に高い評価を得ており、極めて顕著な業績を上げている。
S	評価項目中において特に高い評価を得ており、特に顕著な業績を上げている。
A	評価項目中の全体において高い評価を得ており、顕著な業績を上げている。
B	評価項目中において高い評価を得ており、良好な業績を上げている。
C	評価項目中の評価が低く、やや不良な業績である。 別に定める基準に該当する場合。
D	評価項目中の評価がかなり低く、不良な業績である。 別に定める基準に該当する場合。

1. 上記の「評価の判定基準」にかかわらず、①世界的に権威のある賞の受賞など上記の判定基準を超える業績であると学長が認める場合には、SS～Dの評価区分とは別に業績給の額を決定することができる。また、②国立大学法人電気通信大学就業規則第37条に規定する懲戒処分、第38条に規定する訓告処分又はこれらに準ずるものとして学長が特に認めた場合は、C又はDの「評価区分」にすることがある。
2. 勤勉手当の成績率の決定にあたっては、上記のSS及びSは「特に優秀」、Aは「優秀」、Bは「良好」並びにC及びDは「良好ではない」の区分として取り扱う。
3. SS、S及びAの評価区分の選考にあたっては、当該区分が適用される者の評価対象者における割合がSS及びSは合計で5%以上、Aは25%以上となるように行うものとする。

別表第2（第9条第2項関係）

評価区分	教育研究支援
SS	<ul style="list-style-type: none"> ・兼業制限時間の緩和 ・間接経費使用枠の拡大 ・UECポスドク研究員又は研究支援員の優先配置 ・UECサバティカル制度の優先措置（6月以内）
S	<ul style="list-style-type: none"> ・兼業制限時間の緩和 ・間接経費使用枠の拡大 ・UECサバティカル制度の優先措置（3月以内）